

国連売買条約における法律関係の変動の構造

— 設例 7 b を例として —

吉野一

明治学院大学法学部

yoshino@mh.meijigakuin.ac.jp

1 はじめに

法は一定の人々の間の権利と義務の関係、すなわち、法律関係、の変動を規律している。

法律関係は時間の推移とともに変動する。ある時まではAとBの間には何の法律関係もなかったのに、ある出来事が起きるとAとBの間に権利・義務の関係が生じる。さらに別の出来事が起きると、そのうちのある権利や義務が消滅したり、別の権利や義務が新たに発生する。そのような時間の推移に伴う法律関係の諸変動を経て、ついには、すべての法律関係が消滅し、当事者の間には何らの法律関係もない状態となる。国連売買条約は、異なる国の間の動産の売買に関するこのような法律関係の変動を規律している。

法的推論、とりわけ実体法的推論は、ある事例に対して法を適用すると、ある時点において当事者の間にいかなる法律関係が存在するか、を確定することを目的としてなされる。法律エキスパートシステムは、相談事例の出来事に対して、どの時点においてもその時点の法律関係の存否を推論して出力してくれるものでなければならない。

これを実現するためには、法が法律関係の変動を規律している様を正確・詳細に解明する必要がある。言いかえると、そのような法律関係の変動を演繹できるように法的知識の構造を解明し、それを法律知識ベースに搭載する必要がある。

本稿では、まず権利や義務、すなわち、法律関係、の存在を確定する法的知識の基本構造を図を用いて示す(第2節)。ついで昨年度に作成された設例7を拡充修正して作成された設例7bを提示する(第3節)。そして、設例7bにおいて、国連売買条約の下で、時間の推移に伴い法律関係がどのように変動していくか、その構造を、図で示すとともに、図について説明を付与することによって、明らかにする(第4節)。

2 法律関係変動の基本構造

法律関係の基本概念は「義務」概念である。前述のように、法的推論の目的は「義務の存在」を確定することである。

「義務がある」ということはどういうことであるか。

言いかえれば、いかなるときに義務があると言えるのか。

ある時点にあるものが存在する、ということは、それがその時点以前に発生していて、その時点までに消滅していないということである。時点Tに義務があるのは、時点Tより前の時点T1においてある出来事があり、その出来事の法的帰結として、義務が発生し、時点Tまでに義務がまだ消滅していない(義務の消滅を帰結するような出来事がない)ときである。義務は、その発生からの時(時点T)から、消滅の時(T2)までの間、存在する。「義務がある」と言うとき、人は、何か「義務」というオブジェクトが存在するように思う。「義務が発生する」と言うとき、人は、「雲が発生する」や「風が発生する」などの場合と同じように、何かある種のオブジェクトが実体として現れ出るように感じる。「義務が消滅する」と言う場合は、オブジェクトが消えてしまうと感じる。これらは法的概念の実体化の結果である。

しかし、論理法学は、あらゆる「実体化」を排斥する。義務の実在性を否定する。義務をオブジェクトとしてすらみない。論理法学は、文のみに基礎をおく。文と文の真理値の観点から知識を整理する。論理法学は、「義務がある」ということは、「義務がある」という文が法的に真であるということ、言いかえると、法的に効力があるということとして把握する。(ある事態を記述する文が真であるとき、その事態があると考えられるから、「義務がある」という文が法的に真であるとき、義務が実際ある、というイメージが湧くのではないであろうか。)(図1参照)。

AとBの間に契約が有効に成立すると、例えば、「AはBに建設機械を引き渡す義務があり」、また「BはAにその代金1万ドルを支払う義務がある」ということが言えるようになる。上の文で「AはBに建設機械を引き渡す」や「BはAにその代金1万ドルを支払う」ののところには、様々な人間の行為がくる。これを変数Xで表すと、義務の存在についての言明は、「X義務がある」と抽象化することができる。

論理法学は、X義務がある、ということ、を、「X義務がある」(という文)が効力がある、と記述する。義務が発生する、ということ、を、「X義務がある」が効力を生じると、義務が消滅する、ということ、を、「X義務がある」が効力を失う、と記述する(図2参照)。本研究の国連売買条約の知識ベースはこの方

(4.6.9) 根本法ルール文は効力がある、と仮定する他ない。

(4.6.9.1) この仮定は、「根本法ルール文が効力がある」という事実文を真として定立することである。

(4.6.9.2) この仮定は、すべての法ルール文を効力があるものと基礎づけるために、あるいは法体系を基礎づけるために必要である。

(4.6.9.3) どのみちある法ルール文の効力があることを仮定しなければならないとしたら、根本法ルール文ではなく、憲法の効力を仮定するだけで十分ではないだろうか。

(4.6.9.4) ある憲法の下での法体系の効力を基礎づけるのには、根本法ルール文ではなく憲法が効力があることを仮定すればよい。

(4.6.9.5) しかし、その憲法がいつから効力があるか、前の憲法下の法体系がいつ効力がなくなったかを判断しようするとき、憲法の効力について定める法ルール文、すなわち、根本法ルール文が必要になる。

(4.6.9.6) 根本法ルールは、憲法の効力を基礎づけるという意味では、ケルゼンのいう根本規範と等しい。

(4.6.7.8) ケルゼンは根本規範の内容は憲法の効力要件を定めるものと言っている。それ自体は正しい。しかし、それは十分ではない。根本法ルール文のもつべき内容は、憲法の効力要件ばかりではない。

(4.6.9) 憲法のみならず、すべてのルールの効力の基本を規律する根本的ルールがある。

(4.6.9.1) それは法ルール文の効力に関する推論の際に常に適用されなければならない一般原則である。その効力は事実として前提されなければならない。

(4.6.9.2) 例えば次のようなルールは根本ルールである。「ルールがある時点において効力があるのは、それがその時点以前に効力が発生し、その時点までに効力を失うことがないときである。」

(4.6.9.3) このルールはあらゆるルールの効力を判断するときに使われるルールである。しかし、制定法などの形で明示的に規定されることはない。存在するルールの効力に関する諸規定は、ルールの効力の発生あるいは消滅に関する規定である。ルールが効力があることを直接規律するルールは実際には規定されない。それは根本的なルールとして当然のこととして前提されているのである¹¹。

(4.6.9.4) このルールのサブルールとして次のルールがある。「法ルール文のある時点Tにおいて効力が発生する

のは、法ルール文がそれ以前の時点で成立し、かつ、法ルール文がその時点Tにおいて無効であることがなく¹²、かつ、その法ルール文の効力の始期の定めがある場合はその時点Tにその始期が到来したか、または効力の発生条件が定められている場合はその時点Tにその条件が成就した、あるいはそのいずれの定めもない場合は、法ルール文の成立の時点である。」

(4.6.9.5) 法ルール文の成立要件は法ルール文の種類によって異なる。またその条件が具体的内容は国によって異なる。法律の場合は国会の議決、命令の場合、内閣、主管大臣あるいは総理大臣の決定、契約の場合は当事者の合意である。法律の成立要件は憲法が、契約の成立要件は法律（契約法）が定める。

(4.6.9.6) 法ルール文がある時点で無効であるのは、別の法ルール文の定める無効条件を充たしているときである。

(4.6.9.6.1) 無効原因は各国の法体系によって具体的にきまる。

(4.7) 法ルール文の無矛盾性（この項目は未完）

(4.8) 論理法学は、これまで明示的に記述されたなかった暗黙裏に前提されている原理的な法ルールを明示的に法ルール文として記述する。

おわりに

この後、「5 法的推論の構造」以下が続くべきであるか、この部分は、現在論究中で、確定した稿となっていない。次年度の報告書に掲載することにした。

本稿で提示した諸テーゼについて、皆様のご意見・ご教示を賜れば幸いです。

¹¹ このルールは、法的ルールのため根本ルールというよりは、すべてのルールの効力に関して妥当する根本ルールと見た方がベターかも知れない。あるいは、これは、認識ルールと呼ぶ方が適切かもしれない。

¹² 「無効」と「効力が消滅」の区別を堅持しないと循環論法になってしまう危険がある。

図1 法律関係の変動

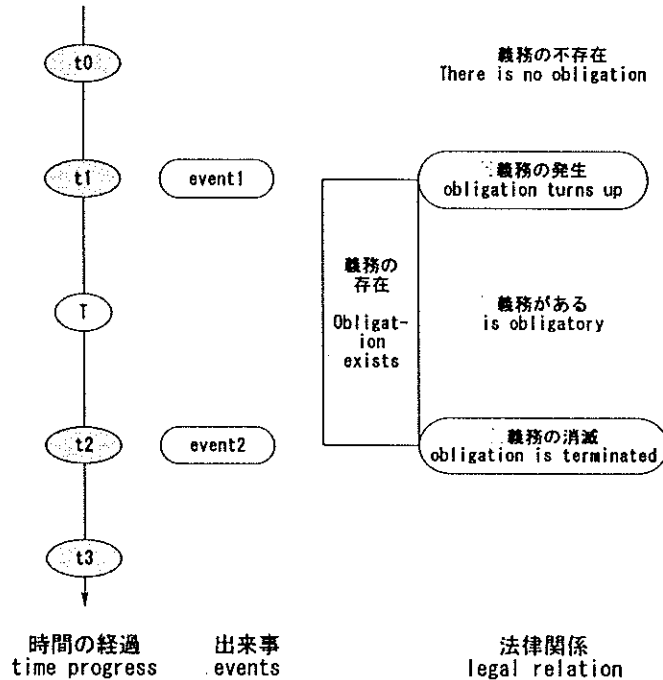
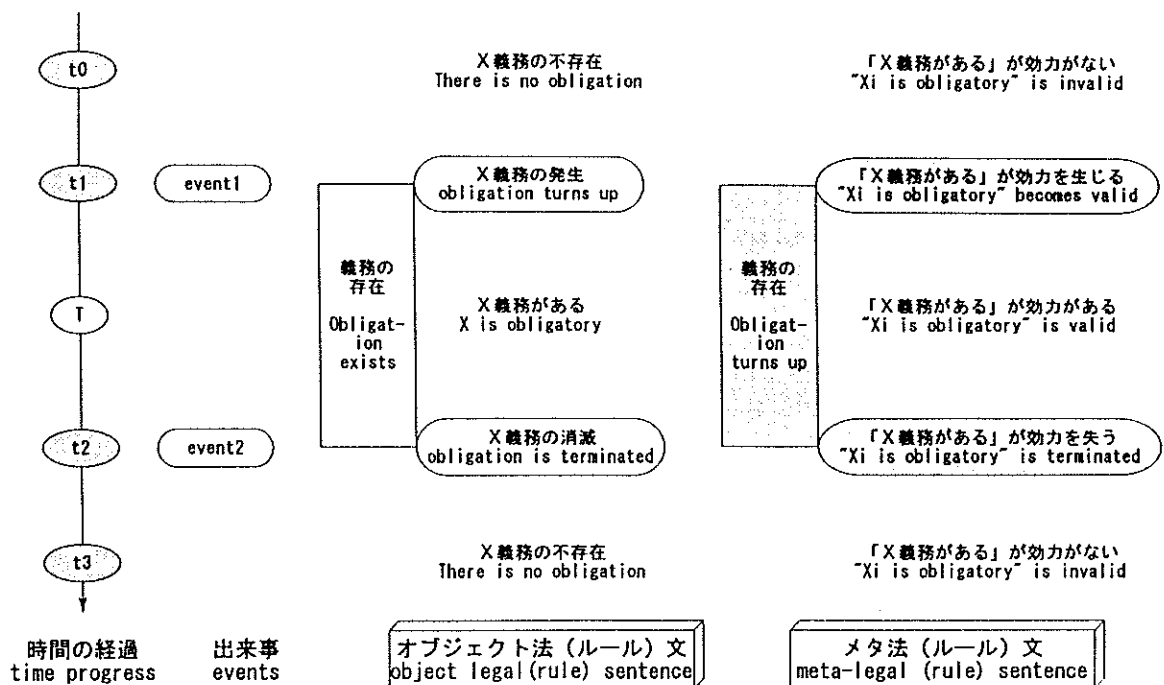


図2 法律関係の変動と法ルール文の効力



式で知識を形式化している。すなわち、「X義務がある」ことを証明するために、「「X義務がある」が効力がある」を証明に行く。「「X義務がある」が効力がある」を証明するために、ルール「「時点Tに「X義務がある」が効力がある」のは、「時点T以前の時点T1に「X義務がある」が効力を生じ」かつ「時点T1以降Tまでの時点に「X義務がある」が効力を失うことがない」ときである」を適用する。そして「「X義務がある」が効力がある」と「「X義務がある」が効力を失うことがない」を証明に行く。このゴールを証明するために、国連売買条約の諸規定が適用されるように形式化されている。「「X義務がある」が効力がある」を証明するために適用される上述のルールは、根本ルールが「義務」に特化されたものである。根本ルール自体は、次のようなものである。

「法（ルール）文がある時点において効力があるのは、それがその時点以前に効力が発生し、その時点までに効力を失うことがないときである。」

この根本ルール文を常に適用して、法（ルール）文の効力があることを確定していく。そのような体系として、国連売買条約のすべての法律関係の変動を規律する諸ルールが知識ベースに搭載される。

3 設例7b

分析され、整理され、知識ベースに搭載された国連売買条約の条文を中心とする知識が、はたして十分正しく形式化されているかを吟味するため、法律関係の変動のすべての局面を網羅した事例を教室設例として作成した。それは以下の通り。

1) 4月1日に、ブダペストのAがハンブルクのBに対して申込の手紙を発信した。手紙の内容はAがBに建設機械を売るというもので、

Aは当該建設機械をBに対して5月10日まで引き渡すこと、

Bは価額1万ドルをAに対して機械が引き渡された後10日以内に支払うこと、

機械はトラックで運ぶ

とある。また、手紙にはこうも書かれていた：

“4月末日までは申込を取り消さないの、その日までに返答をされたい”。

2) その手紙がBに届いたのは4月8日である。

3) 4月9日に、AはBに電話をかけて“先の申込は取り消す”と告げた。

4) そのとき、Bは“申込は承諾する、ただし機械は鉄道で運ばれたし”と云った。

5) 機械はブダペスト中央駅において、DB (Deutsche Bundesbahn = ドイツ国有鉄道) に

引き渡された。5月1日のことである。

6) 機械はBの事業所に、5月31日に届けられた。

7) Bは機械を6月5日に検査した。

8) Bは1万ドルをAに対して6月20日に支払った。

9) 2ヶ月後（8月10日）、機械はしばしば動作停止を起こした。原因はエンジンの不良であると判明。BはAにその事実を即座に告げた。

10) 9月1日、BはAに不適合を1ヶ月以内に修理するよう要求した。

11) Bは、10月1日まで不適合の修理を行わなかった。

12) その後、10月20日に、BはAに代替品を2ヶ月以内に届けるよう要求した。

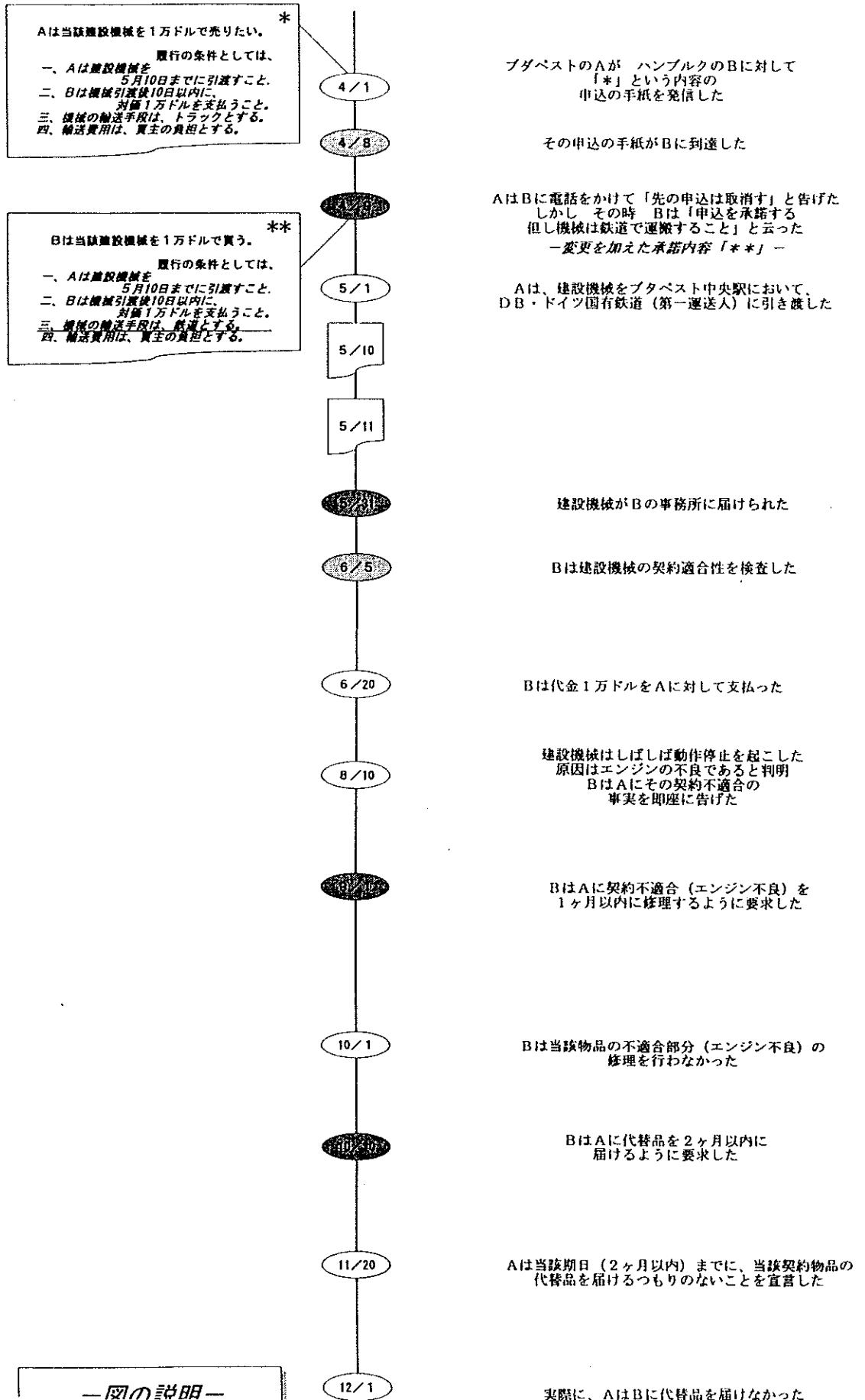
13) 11月20日、Aは当該期日〔2ヶ月以内〕までに当該物品〔代替品〕を届けるつもりはないと宣言した。実際に、AはBに代替品を届けなかった。

14) 12月10日、Bは契約を解除すると宣言した。

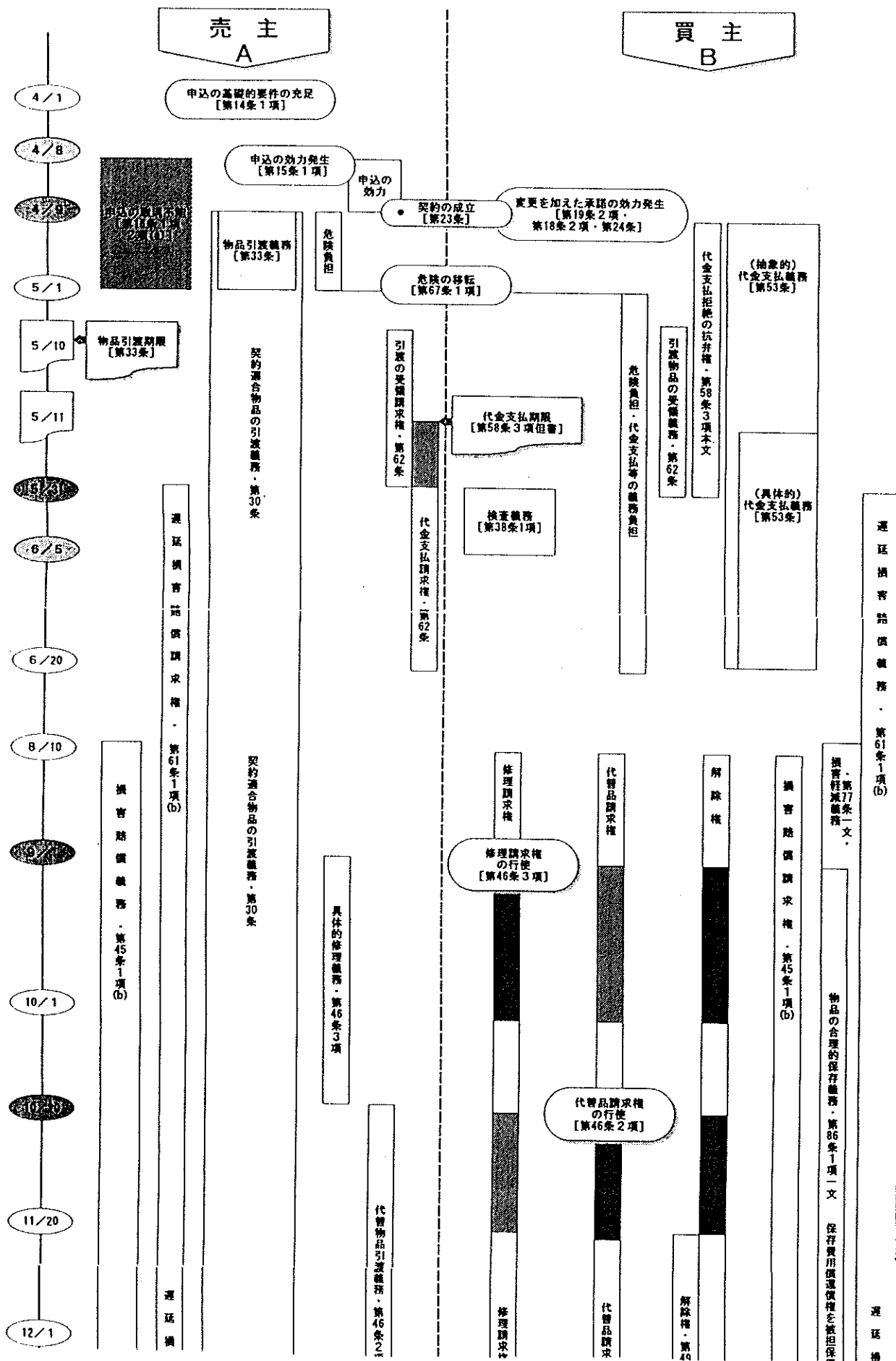
上の事例7bに対しては、時点の推移に伴う法律関係の変動の全容は、次節（4節）の6枚の図のとおりとなる。この図の通り法律関係の変動の結果を導出するように、国連売買条約の知識構造を整理し、形式化をしている。現在の知識ベースでは、契約に基づく財産権の移転義務と代金支払い義務が当事者の履行により消滅するところまで正しく推論してくれる。

4 法律関係の変動の図

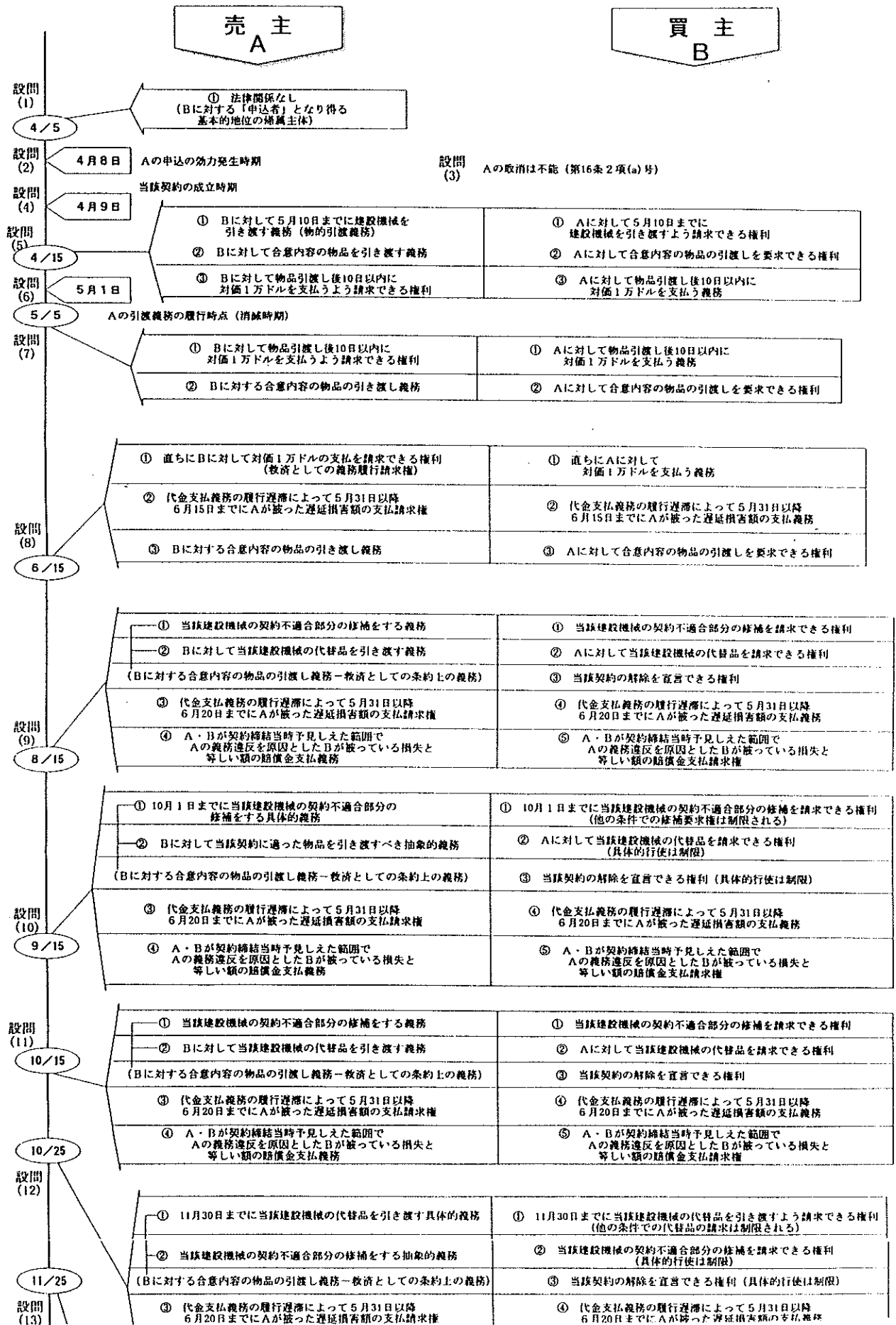
< 出来事 >

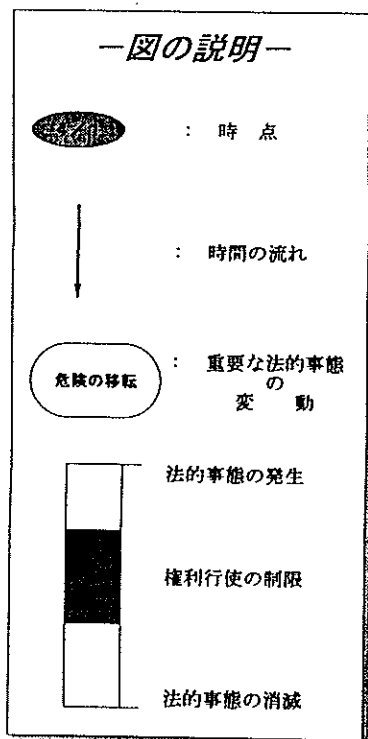


＜ 法的事態 ＞



< 法的帰属状態 >





12/1

代替品を届けるつもりがないことを宣言した

実際に、AはBに代替品を届けなかった

12/10

Bは契約を解除すると宣言した

12/20

Aは、受領代金1万ドルをBに返還した
Bもまた、留置していた建設機械を、運送人DBに引き渡した

1/10

Aは、受領代金1万ドルの利息をBに支払った
Bは、瑕疵ある建設機械の稼働により生じた
利益（ランニングコストを控除した分）をAに支払った

1/20

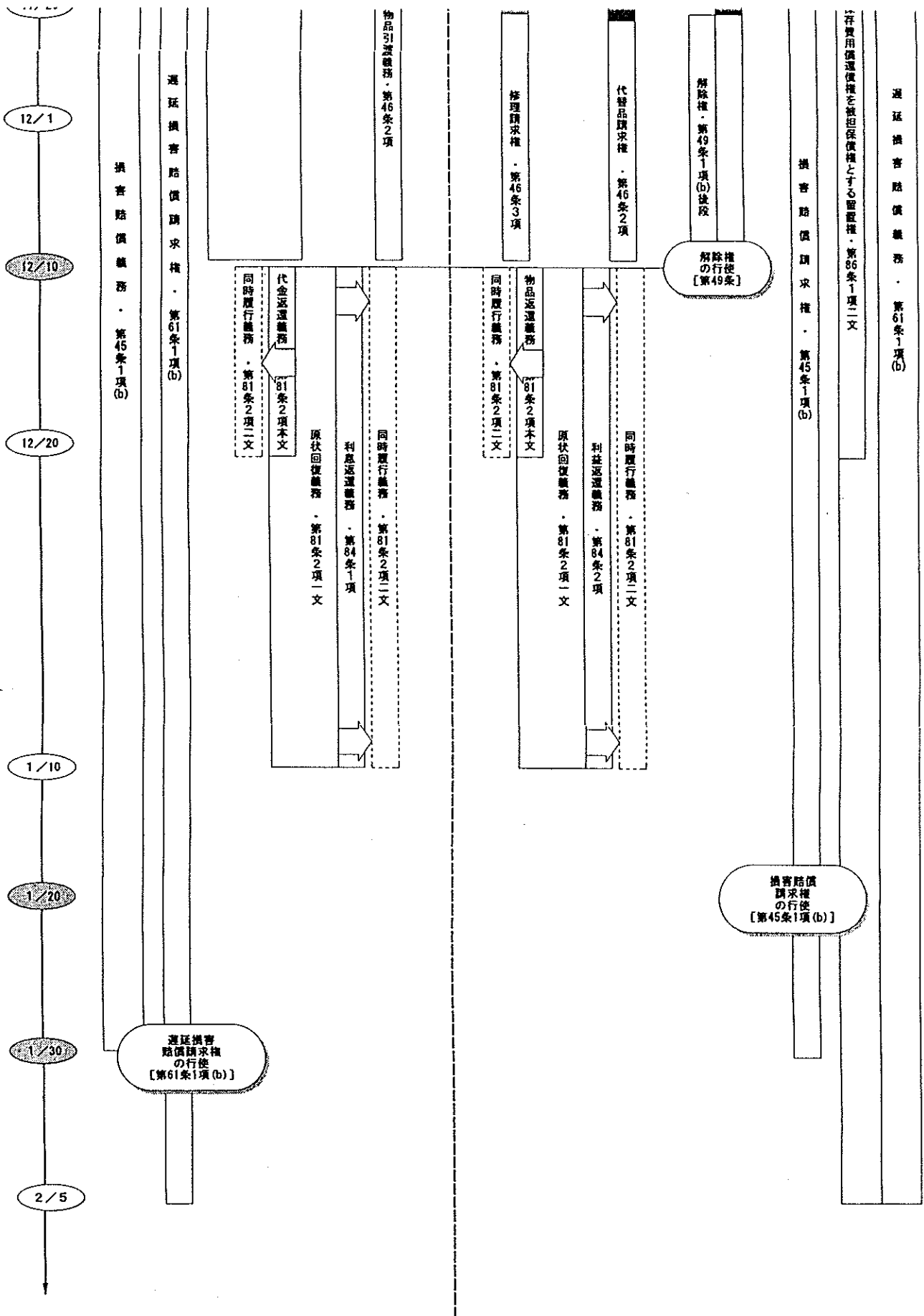
Bは、損害金（Mb）の賠償を請求した

1/30

Aは、損害金（Mb）を支払った。そして、
Aは、Bに遅延損害金（Ma）の賠償を請求した

2/5

Bは、遅延損害金（Ma）を支払った



設問 (12)	11/25	設問 (13)	① 11月30日までに当該建設機械の代替品を引き渡す具体的義務	① 11月30日までに当該建設機械の代替品を引き渡すよう請求できる権利 (他の条件での代替品の請求は制限される)
			② 当該建設機械の契約不適合部分の修繕をする抽象的義務 (Bに対する合意内容の物品の引渡し義務一併としての条約上の義務)	② 当該建設機械の契約不適合部分の修繕を請求できる権利 (具体的行使は制限)
設問 (14)	12/15	12/25	③ 代金支払義務の履行遅滞によって5月31日以降 6月20日までにAが被った遅延損害額の支払請求権	③ 当該契約の解除を宣言できる権利 (具体的行使は制限)
			④ A・Bが契約締結当時予見しえた範囲で Aの義務違反を原因としたBが被っている損失と 等しい額の賠償金支払義務	④ 代金支払義務の履行遅滞によって5月31日以降 6月20日までにAが被った遅延損害額の支払義務
設問 (15)	12/25	12/25	⑤ A・Bが契約締結当時予見しえた範囲で Aの義務違反を原因としたBが被っている損失と 等しい額の賠償金支払請求権	⑤ A・Bが契約締結当時予見しえた範囲で Aの義務違反を原因としたBが被っている損失と 等しい額の賠償金支払請求権
			⑥ 当該建設機械の引渡当時と実質的に同等の状態で返還請求権	⑥ 当該建設機械の引渡当時と実質的に同等の状態で返還する義務
設問 (16)	1/15	2/1	⑦ 受領代金1万ドルの返還義務	⑦ 支払代金1万ドルの返還請求権
			⑧ 当該建設機械の返還義務が履行されるまで 受領代金1万ドルの返還義務の履行を拒むことができる権利	⑧ 支払代金1万ドルの返還義務が履行されるまで 当該建設機械の返還義務の履行を拒むことができる権利
設問 (17)	2/1	2/10	⑨ 6月20日からの元本1万ドルに対する 利息の支払い義務	⑨ 6月20日からの元本1万ドルに対する 利息の支払請求権
			⑩ 5月31日以降の当該建設機械の運転により Bが享受した利益の支払請求権	⑩ 5月31日以降の当該建設機械の運転により 享受した利益の支払い義務
設問 (18)	2/10	2/10	⑪ 当該建設機械の運転により生じた 利益(果実)の返還がなされるまで、 受領代金1万ドルより生じている利息の 返還義務の履行を拒むことができる権利	⑪ 6月20日から支払代金1万ドルより生じている 利息(果実)の支払いがなされるまで、 当該建設機械の運転により生じた利益の 返還義務の履行を拒むことができる権利
			⑫ 代金支払義務の履行遅滞によって5月31日以降 6月20日までにAが被った遅延損害額の支払請求権	⑫ 代金支払義務の履行遅滞によって5月31日以降 6月20日までにAが被った遅延損害額の支払義務
設問 (18)	2/10	2/10	⑬ A・Bが契約締結当時予見しえた範囲で Aの義務違反を原因としたBが被っている損失と 等しい額の賠償金支払義務	⑬ A・Bが契約締結当時予見しえた範囲で Aの義務違反を原因としたBが被っている損失と 等しい額の賠償金支払請求権
			⑭ 代金支払義務の履行遅滞によって5月31日以降 6月20日までにAが被った遅延損害額の支払請求権	⑭ 代金支払義務の履行遅滞によって5月31日以降 6月20日までにAが被った遅延損害額の支払義務
設問 (18)	2/10	2/10	⑮ 代金支払義務の履行遅滞によって5月31日以降 6月20日までにAが被った遅延損害額の支払請求権	⑮ 代金支払義務の履行遅滞によって5月31日以降 6月20日までにAが被った遅延損害額の支払義務
			⑯ 法律関係なし	⑯ 法律関係なし

5 法律関係変動の図の説明

5. 1 はじめに

本図は、設例7bを時系列にしたがって、左に事実関係としての出来事を、中央に各出来事の時点における法律関係の変動を記述し、右に設問に対する解として導き出されるべき法的状態（権利義務関係の態様）を表を用いて表現している。

5. 2 各設問ごとの法的推論

I. 設問(1)： 4月5日の当事者間の法律関係

4月5日以前の事実関係(出来事)は、ブダペストのAがハンブルクのBに対して、4月1日に、左図“*”で示した内容の手紙を発信しただけで、未だBに到達していない時点である。つまり、たとえAが「申込」となり得る基本的要件(第14条)を充足しているとしても、その申込たる意思表示が、被申込者たるBに到達していない以上、申込の効力を発生し得ない(第14条1項)から、この時点における法律関係(Legal Relation)は、存在しない。

設問(2)： 申込の効力発生時期

申込の効力発生時期は、被申込者たるBに到達した時(第15条1項)であるから、4月8日である。

設問(3)： 取消は効力を生じたか

Aが電話で告げた「取消の意思表示」の時点は、既に効力に生じた申込の際に提示した承諾期間(4月末)内であるから、これを取り消すことはできない(第16条2項(a))。したがって、取消しは効力を生じない。

設問(4)： 契約は成立したか、成立したとすればいつか。

契約は、申込に対する承諾が効力を生じたとき成立する(第23条)。しかし、承諾の形をとっているが、付加、制限その他の変更を含んでいる申込に対する回答、申込に対する拒絶であり、反対申込となる(第19条1項)。けれども、付加的条件や異なった条件を含んでいても、申込の内容を実質的に変更するものではない場合には、申込者が不当に遅滞することなくその相違に口頭で異義を述べまたはその旨の通知を發しない限り承諾となる(第19条2項)。本設例では、Aの申込には「トラックで運ぶ」とあるのに、回答では「鉄道」としているので、19条1項の「変更を含んでいる回答」となるかどうか問題である。第19条3項には「申込の内容を実質的に変更するもの」とし

て、「特に、代金、支払い、物品の品質及び数量、...に関するもの」をかがけている。運送手段については規定されていない。そこで解釈が必要となる。まず、第3項に挙げている「代金、支払い、...」は、これらに限る(列挙)か、例を示しているもの(例示)かが問題となる。例示と解し、「トラックで」に対し「鉄道で」と答えるのが「実質的変更」となるかどうか判断をする。鉄道運賃の方がトラック運賃より高い場合には、「実質的変更」となると思われる。設例には運賃のことまでの記述がない。運賃にはほとんど差異がないと仮定して、本件回答は実質的変更にはあたらないと判断する。Aは異義をとってない。ゆえに、本回答は承諾となると判断する。契約は成立するが、その内容は申込の内容に承諾中に含まれた修正(すなわち、「鉄道で運ぶ」)を加えたものとなる(第19条2項第2文)。次に、いつ契約が成立したかであるが、契約の成立時期は「承諾の効力の効力の発生するとき」である(第24条)。承諾の効力発生は、同意の意思表示が申込者に到達したときである(第18条2項)。また、意思表示等の「到達した」時とは、相手方にそれが口頭で伝えられた時を含む(第24条)から、「申込を承諾する」と云ったその時点で、当該契約が成立することになる。すなわち、4月9日に契約は成立した。

II. 設問(5)： 4月15日の法律関係

契約が成立した4月9日の時点以降、AとBは契約当事者として、それぞれ売主や買主たる法的地位を獲得するとともに、契約上または条約上の諸々の権利を有し、またその反面としての義務を相互に負うことになる。

まだ契約内容の履行期が到来していないこの時点では、当該契約の本来的債務をAとBは負っているだけであるから、売主たるAは、5月10日までに契約所定の建設機械を引き渡す義務を、買主たるBは、引渡後10日以内に対価としての1万ドルを支払う義務を負い、その反面として、Aは引渡後10日以内に対価としての1万ドルをBに請求する権利を、Bは5月10日までに契約所定の建設機械の引渡しを請求する権利を有する。ただし、この引渡し請求権は、単なる物品の引き渡しだけでなく、契約所定の性能と数量の物品の引き渡しを請求できる権能(契約適合性・第35条)も含むものである。

また、この他に一般的義務として、売主たるAは、それに関する書類交付義務および物品上の権原移転義務(第30条)を、買主たるBは、物品の引渡を受領する義務(第53条・60条)を負っている。

設問(6)： いつAは物品の引渡し義務を履行したか

売主Aの引渡し義務は、単なる物品の引き渡しだけでなく、契約に適合した物品を引渡すこと(契約適合性・第35条)までも含むものであるが、危険の移転時

期に関する規定（第36条）との整合性から、本設例のように運送を予定する場合は、買主Bに送付のために物品を第一の運送人に交付した時に、売主の引渡義務の履行がなされたと扱われる。（第31条(a)）

したがって、Aが、第一運送人たるDB（Deutsche Bundesbahn＝ドイツ国有鉄道）に、建設機械を交付したのは、5月1日であるから、その時点において、売主Aの引渡義務は、適合性の問題は別として、履行されたことになる。

III. 設問(7)： 5月5日の法律関係

売主Aは、5月1日の時点で、当該契約から生じる本来の債務である物品の引渡義務を履行しているため、潜在的な契約適合物品の引渡義務を負うにとどまる。

これに対して、買主Bは、事実としての引渡期日（5月1日）から起算して10日以内、つまり5月10日までに対価1万ドルをAに支払わなければならないとの確定した抽象的代金支払義務（第59条）を負う。（5月5日に代金支払いの履行期はまだ来ていないので、具体的代金支払い義務は発生していない。）

また、Bは、第一運送人から引渡される物品を受領する義務（第53条・60条）も負っている。

IV. 設問(8)： 6月15日の法律関係

買主Bの代金支払義務は、当該引渡物品を検査する機会を得られていない段階では不履行とならない（第58条3項）が、5月31日に建設機械がBの事務所に届けられている現時点において、Bはこれを抗弁として主張することはできず、ただちに代金1万ドルを支払う義務を負うことになる。

この抗弁権が主張できなくなった時点以降、買主Bは、5月11日（確定した履行期）を起点として、履行遅滞を原因とする遅延損害賠償義務をAに対して負うことになる。

また、これに対応する売主Aの権利は、買主Bの義務違反を起因として生じているため、契約上の履行請求権にとどまらず、条約上の救済権としての性質を有する。（第61条1項(a)）

V. 設問(9)： 8月15日の法律関係

買主Bの遅延損害賠償義務は、6月20日の弁済による代金支払義務の消滅により、その時点までの範囲でのみ、存在することになる。

8月10日に判明したエンジン不良に関する契約適合性の法的評価を、売主Aの重大な契約違反とするなら、不適合の通知（第39条）を告げた時点以降、Bは、Aに対して代替品引渡請求権（第46条2項）を獲得し、同時に、第49条1項(a)に基づき解除の宣言権も有することになる。また、たとえ契約適合性の評価が、重大な契約違反を構成しなくとも、通知の時点以降、修

理請求権（第46条3項）は、認められる。本件では、エンジンは建設機械の主要部分であるから、その不良による停止は、重大な契約違反を構成すると判断する。

さらに、売主Aは、これらの義務違反を原因とした損害賠償義務を、Bにおける損失の発生とともに負うことになる。（第45条1項(b)）

これに対して、買主Bは、それらの義務違反から生じる損失を軽減するために、その状況化で合理的措置をとる義務を負う。（第77条1文）

VI. 設問(10)： 9月15日の法律関係

買主Bは、9月1日に、一ヶ月以内の付加期間（第47条1項）を定めて、修理請求権を行使した。これにより、Aの修理義務は具体化するが、Bの他の救済としての権利（第45条1項(a)）は、遅延損害賠償請求権（第45条1項(b)）を除いて、この期間中（9月30日まで）行使が制限される。（第47条2項）

また、Bは、修理請求権を行使しようとした時点から、引き渡された建設機械の合理的保存義務を負う。（第86条1項一文）

VII. 設問(11)： 10月15日の法律関係

付加期間の徒過（10月1日以降）により、買主Bは、既に発生しているすべての救済権（第45条1項(a)）を、両立しうる範囲で行使できる状態になった。（第46条1項但書）

VIII. 設問(12)： 10月25日の法律関係

買主Bは、10月1日に、二ヶ月以内の付加期間（第47条1項）を定めて、今度は代替品引渡請求権を行使した。これにより、Aの代替品引渡義務は具体化するが、再び、Bの他の救済としての権利（第45条1項(a)）は、遅延損害賠償請求権（第45条1項(b)）を除いて、この期間中（1月1日まで）行使が制限されることになる。（第47条2項）

IX. 設問(13)： 11月25日の法律関係

11月20日の売主Aの代替品引渡拒否の宣言により、再びこの時点以降、買主Bは、既に発生しているすべての救済権（第45条1項(a)）から、両立しうる範囲で権利行使できるようになった。（第47条2項本文・第46条1項但書）

さらに、Bが解除を宣言しようとする場合、11月20日以降、第49条1項(a)だけでなく、第49条1項(b)を根拠とすることもできる。（第49条1項(b)後段）

X. 設問(14)： 12月15日の法律関係

12月10日における買主Bの解除権の行使により、この宣言の通知がAに到達した時から、両当事者は、損

害賠償義務（第45条1項(b)・第61条1項(b)）を除いて、契約上の義務から解放される。（第81条1項一文）

したがって、契約上の履行義務および契約を維持・救済するための抽象的義務は、解除の効果が生じた時点以降、消滅することになり、代わって、両当事者に、原状回復のための具体的義務が生じることになる。

（第81条2項一文）

売主Aは、受領代金1万ドルの返還義務およびそれを元本とする6月20日からの利息支払義務（第84条1項）を負い、買主Bは、受領物品の返還義務およびその稼働により得た全ての利益の支払義務（第84条2項）を負う。

そして、Bが受領当時と実質的に同等の状態で建設機械を返還できない（第82条1項）等の事情がない限り、これらの義務は牽連性を有するため、AとBは相互に同時履行義務を負う。（第81条2項二文）

しかし、Bは、受領物品の合理的保存義務の履行により要した相当分の経費を被担保債権とする留置権を有するため（第86条1項二文・第7条）、その費用の償還をAから受けるまで、Aによる代金返還の着手のみでは同時履行義務の違反を問われることはない。

X I．設問(15)： 12月25日の法律関係

12月20日、牽連性を有する1万ドルの返還義務と建設機械の返還義務が、同一日時において履行されたため、これに関する同時履行義務も、この時点で消滅する。

しかし、利息と利益の返還義務（第84条）に関する同時履行義務は、双方に残っている。

X II．設問(16)： 1月15日の法律関係

1月10日、牽連性を有する利息と利益の返還義務（第84条）の履行が同時になされているが、Bが負っている利益返還義務は、当該建設機械から得られた全ての利益であるから（第84条2項(a)）、自ら控除した原料・稼働経費の分は、後のAからの損失額減額請求の対象となる。（第77条2文）

X III．設問(17)： 2月1日の法律関係

1月30日において、売主Aは、既にその時点までのBにおける損失額を賠償しているため、残る法的状態は、買主Bにおいて、正当な権原なく代金支払義務の履行を遅延した5月31日からそれを完済した6月20日までに、Aに生じた損失の賠償義務だけである。

X IV．設問(18)： 2月10日の法律関係

2月5日の買主Bにおける賠償義務の履行により、2月10日の時点では、両当事者間には、当該契約に基づいていかなる法律関係も存在しない。二人は、お互いに当該契約関係のすべての法的拘束から解放され

ている。

謝辞

本稿第5節に掲載された図の作成ならびに説明文の執筆については、「法律エキスパート」研究室の生浦功一氏の協力を得た。そのご協力に謝意を表する。またその説明部分の校閲に際し、加賀山茂氏にお手伝いいただいた。併せてお礼申し上げる。

